

洪水ハザードマップの作成について

依頼事項（5）

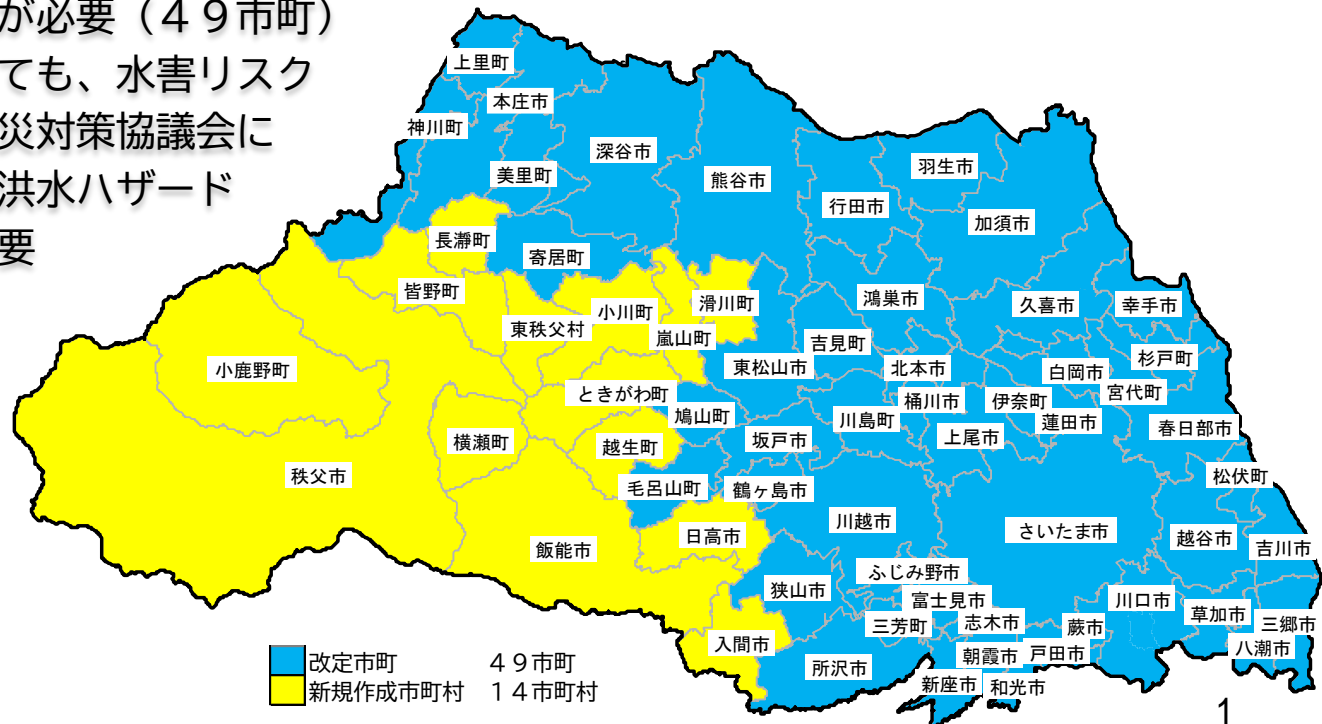
洪水浸水想定区域図等の公表（県） 5/26公表 すべての県管理河川における水害リスクを明らかに

- ◇ 水防法に基づき、県管理の18河川を対象に、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を改定・公表
- ◇ 水防法では義務づけがない148の県管理河川についても、水害リスク情報図として独自に作成・公表

洪水ハザードマップの改定・作成（市町村）

- ◇ 洪水浸水想定区域の改定により、従前の洪水ハザードマップの改定が必要（49市町）
- ◇ 新たに14市町村においても、水害リスク情報図の作成により、減災対策協議会における合意事項として、洪水ハザードマップの新たな作成が必要

洪水ハザードマップの改定・新規作成



河砂第200号

令和2年7月22日

各市町村長 様

埼玉県県土整備部長（公印省略）

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

県の河川砂防行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「令和2年7月豪雨」では、球磨川が決壊した熊本県をはじめ、九州地方にとどまらず、全国各地で多くの被害が発生しています。

豪雨の激甚化が年々進む中、本県においても、令和元年東日本台風の際を上回る豪雨がいつ起きてもおかしくない状況です。

標題の件については、令和2年4月6日付河砂第19号、各市町村水防担当課長あて埼玉県県土整備部河川砂防課長名にて通知していますが、現下の状況に鑑み、下記のとおり、取組促進の加速をお願いします。

記

1 洪水ハザードマップの作成・改定の加速について

県では令和2年5月26日に、県が管理する河川を対象に、水防法に基づき、洪水浸水想定区域図を指定・公表するとともに、埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会における合議に基づき、水害リスク情報図を作成・公表しました。

これらを受け、貴職におかれては、既に洪水ハザードマップの作成・改定を進めていると思いますが、できる限り早急に公表・配布して頂きますよう、検討の加速をお願いします。また、進展を把握するため、公表次第、当職に報告頂きますようお願いいたします。

なお、県においては、河川砂防課内に技術相談窓口を設置し、数値データや図面データの提供のほか、技術的な助言など積極的にサポートを行っています。

参考として、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室による手引きやツールがありますので御活用ください。

・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月）

ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、従来の各種手引きを統合するとともに改定されています。(別紙1)

・ 水害ハザードマップ作成支援ツール

ハザードマップを市町村職員が直営で容易に作成できるよう、負担軽減を図ることを目的に公表されています。(別紙2)

2 洪水ハザードマップの作成・改定までの当面の措置について

洪水ハザードマップを作成・改定されるまでの間、県が作成・公表した洪水浸水想定区域図等を活用し、住民等に対し、自宅や勤務先、避難所、避難経路などの浸水リスクを周知していただきますようお願いします。

これに資するものとして、洪水浸水想定区域図等を基に、市町村ごとに縮尺を拡大し、高画質とした図面(市町村別水害リスク情報図)を7月中に提供する予定です。

3 洪水ハザードマップ等の周知方法の多様化について

洪水ハザードマップ及び市町村別水害リスク情報図については、住民等に広く周知することが重要であり、そのための方法について以下に例を示すので、積極的な検討をお願いします。

例) ・ 各戸配布や広報紙への掲載

- ・ 公共施設や学校の掲示板及び鉄道やバス車内の広報スペースの活用
- ・ インターネットや地域ケーブルテレビによる配信
- ・ 市街地の電柱などに想定浸水深や実績浸水深の掲示 など

担当：河川砂防課防災担当 佐々木、関口

電話：048-830-5137

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

背景

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「**早期の立ち退き避難が必要な区域**」を検討し、これを**水害ハザードマップに明示**するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた「**住民目線の水害ハザードマップ**」となるよう、「**災害発生前にしっかり勉強する場面**」、「**災害時に緊急的に確認する場面**」を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップの**あり方**
- 1.2 水害ハザードマップの**構成**
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての**基本事項**の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

第3章 水害ハザードマップの**作成方法**

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

第4章 水害ハザードマップの**公表・活用方法**

- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

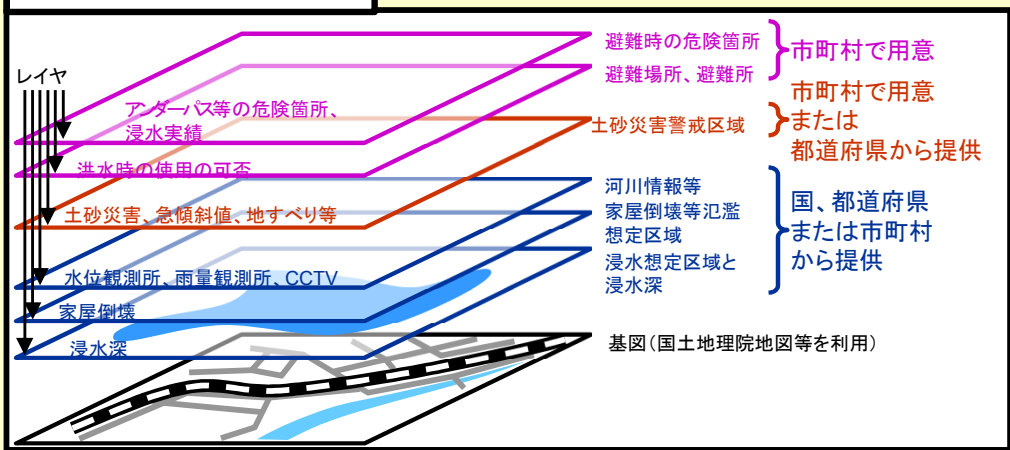
水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

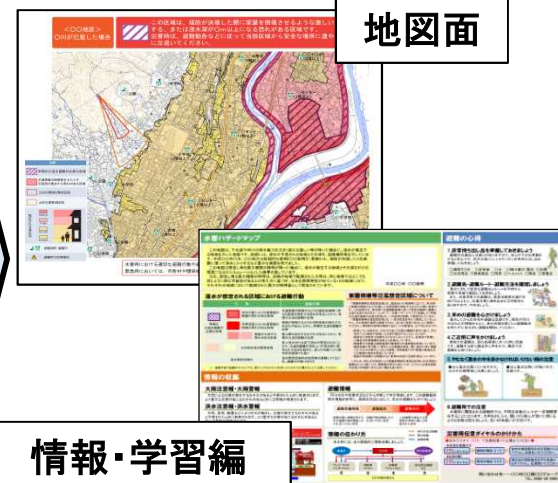
水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)

地図上に記載する情報



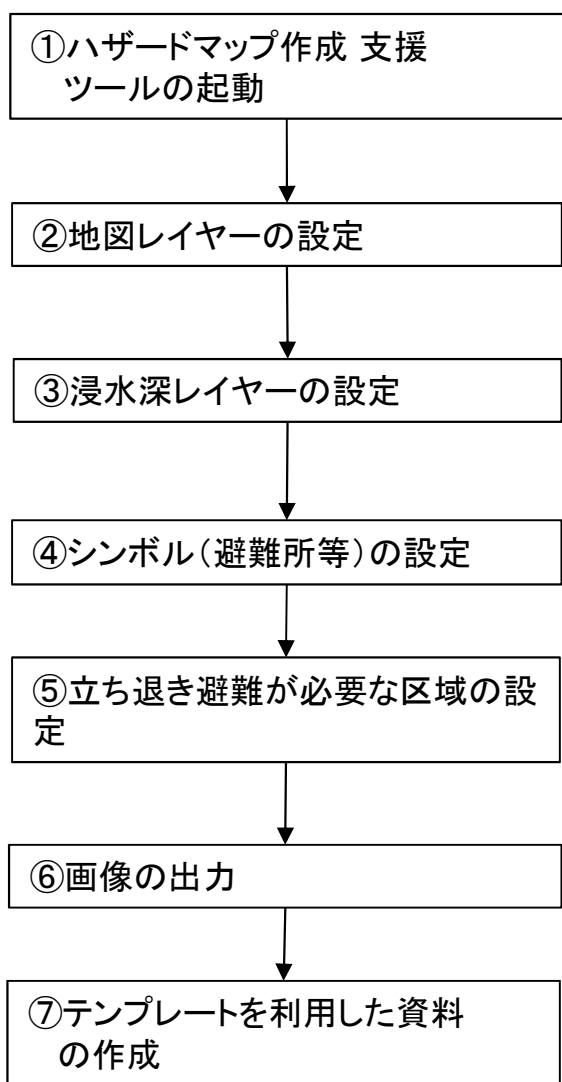
市町村職員



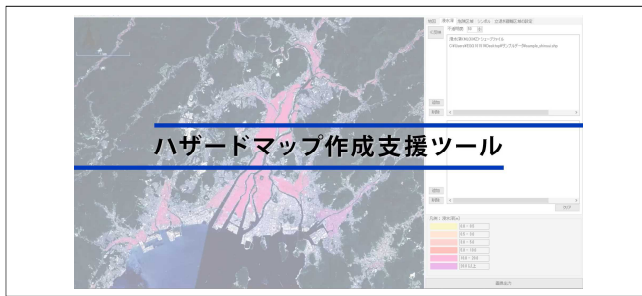
水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表 (https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明

動画の流れ



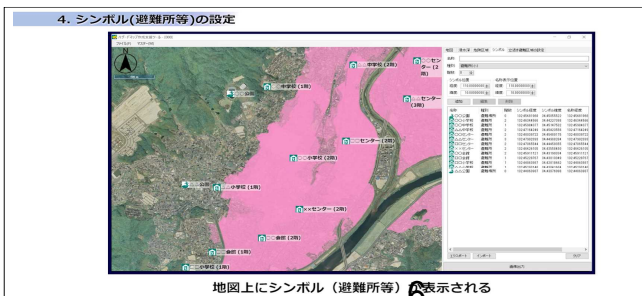
動画イメージ



タイトル画面



②地図レイヤーの設定



④シンボル(避難所等)の設定

作成イメージ



神奈川県大磯町の事例